

帰還困難区域から避難した申立人ら夫婦について、避難生活に伴い申立人夫が人工透析を受けられる時間が短くなったこと、申立人妻が精神疾患を悪化させ入院する頻度が増えるとともに、申立人夫も申立人妻の介護を余儀なくされたこと等の事情を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額（申立人夫につき、平成24年3月分まで月額10割、同年4月分から平成28年2月分まで月額6割の増額、申立人妻につき、平成23年4月分まで月額5割、同年5月分から同年11月分まで月額8割、同年12月分から平成28年2月分まで月額4割の増額）が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

ア	生活費増加費用（家財購入費）	金80,000円
イ	生活費増加費用（見舞い交通費）	金116,543円
ウ	一時立入費用	金40,000円
エ	精神的損害（申立人X1 増額分）	金4,200,000円
オ	精神的損害（申立人X2 増額分）	金2,680,000円

(2) 期間

ア 上記損害項目アにつき

平成24年3月～平成27年1月6日及び平成27年9月29日

イ 上記損害項目イにつき

平成25年9月～11月、平成26年2月～4月、
平成26年9月～11月及び平成27年3月～11月

ウ 上記損害項目ウにつき

平成23年3月11日～平成24年3月31日

エ 上記損害項目エにつき

平成23年3月11日～平成28年2月29日

オ 上記損害項目オにつき

平成23年3月11日～平成28年2月29日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、合計金7,116,543円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、本件の賠償金として、以下の項目及び期間について、合計金2,305,000円を支払済みであることを確認する。

一時立入費用 10,000円

期間：平成23年8月4日立入分

精神的損害増額（申立人X1） 1,020,000円

期間：平成23年3月11日 ～ 平成27年5月31日

精神的損害増額（申立人X2） 1,275,000円

期間：平成23年3月11日 ～ 平成27年5月31日

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年4月13日

(仲介委員 市川太)